

医療における子ども憲章（案）

子どもの皆さんへ

この“憲章”は、みなさんが平等に、そして当たり前にもっていて、実現することを求めることができるもの（権利）について知っていただくために、わたしたち日本小児科学会が作成したものです。みなさんが病気になった時にも、自分を大切にして、楽しくすごせるように、わたしたちはお手伝いしていきます。

大人の皆さんへ

この“憲章”には条文ごとに、大人がとるべき姿勢を“解説”として記しています。条文に含まれる様々な事柄や状況などを説明したり、一緒に考えたりする時など、そのお子さんの年齢に合わせたわかりやすい方法でお伝えする際の一つの道標としてお使いいただけますと幸いです。

見出し

- 1 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- 2 子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えてもらう権利
- 3 安心・安全な環境で生活する権利
- 4 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
- 5 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
- 6 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
- 7 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- 8 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
- 9 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- 10 訓練を受けたスタッフから治療とケアを受ける権利
- 11 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

じょうぶん
条文

ひと たいせつ じぶん い けんり
(人として大切にされ、自分らしく生きる権利)

1. あなたは、びょうき しょうがい ねんれい かんけい ひと たいせつ い けんり も
病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。

解説:

すべての大人は、病気や障害の有無に関わらず、子どもを一人の人として尊重し、子どもが持つ権利(すべての子どもたちが平等に人間として当然にもつもの、そして実現することをきちんとした形で求めることができるもの)を重んじ、どんな時でも子どもができるかぎり幸福でいられるようにすることを考えなければなりません。

日本国憲法 13 条(個人の尊重(尊厳)、幸福追求権及び公共の福祉)

子どもの権利条約第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生命・生存・発達に対する権利)

こ ひと いちばん こと (こ さいぜん りえき) かんが けんり
(子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考えてもらう権利)

2. あなたは、いりょう ば かんけい こと が 決められるとき、すべてにおいて、しゅうい
医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっともよいことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。

解説:

すべての大人は、子どもに関係することについて決めるときには、つねに子どもにとって最も良いことかどうかを第一に考えなければなりません。あわせて、医療機関は、そこで働くすべての大人が、子どものことを第一に考え、きちんと子どもの権利が保障されているかどうかを確認し、改善に努めなければなりません。

子どもの権利条約第3条(子どもの最善の利益)

(安心・安全な環境で生活する権利)

3. あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、安全・安心な環境で生活できるよう支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、安全・安心な場で、できるだけ不安のないようなやり方で医療やケア（こころやからだの健康のために必要なお世話）を受けられます。

解説:

すべての大人は、子どもがいつでもそのらしく、健やかでいられるように、病気になることを予防し、病気のときには子どもが安心できる環境を整えた上で、適切な治療を行わなければなりません。これを守ることは、全ての子どもたちが有する平等な権利を守ることです。心やからだの障害の有無、貧富格差、能力の差などによって差別されることはありません。

日本国憲法 13 条(個人の尊重(尊厳)、幸福追求権及び公共の福祉)、14 条(法の下での平等)

子どもの権利条約第2条(差別の禁止)、第6条(生命への権利)、第23条(心身障がいのある子ども)、第24条(健康や医療の権利)

(病院などで親や大切な人といっしょにいる権利)

4. あなたは、医療を受けるとき、お父さん、お母さんまたはそれに代わる人とできる限りいっしょにすることが出来ます。

解説:

すべての大人は、子どもが安心して医療を受けることができるように、子どもが希望すれば、その子どもの親、またはそれに代わる人(その子の心の安全のために最も重要な大人や大事な人たち)と一緒に過ごせるように配慮をしなければなりません。

子どもの権利条約第3条(最善の利益)、第9条(親と引き離されない権利)、第18条(親の第一次的養育責任)

(必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利)

5. あなたは、自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、説明をうける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。

解説:

子どもは、年齢にかかわらず、自分が受ける治療やケアについて自分なりの気持ちや考えを持っています。すべてのおとなは、「必要なことだからしかたない」「説明しても子どもにはわからない」などと決めつけるのではなく、子どもの年齢や発達段階に応じてできるだけわかりやすく情報を提供し、子どもが気持ちや意見を表明しやすいようにしなければなりません。そして、治療やケアの方針を決めるときには、子どもが表明した気持ちや意見を一番大事なものとして考えていくことが必要です。

また、子どもが自分の言葉で気持ちや意見を表明しにくい場合、すべてのおとなは、子どもの表情、体の動き、食事のときの様子など、言葉にならないメッセージやサインを子どもの気持ちや意見の表明として受けとめることができるようなスキルを身につけなければなりません。状況に応じて、その子どもがもっとも信頼する人に、代わりに気持ちや意見を伝えてもらえるようにすることも必要です。

日本国憲法 21 条 (集会の自由・結社の自由・表現の自由)

子どもの権利条約第12条 (意見表明権)、13 条 (表現・情報の自由)

(希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利)

6. あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうなったのか、その理由などについてわかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。

解説:

すべての大人は、子どもに関わることに関し、子どもの最善の利益を考えて話し合った結果やその理由について、子どもの発達段階に応じた方法で説明をしなければなりません。

子どもが、その説明や結果に納得できなかつたり、理解できなかつたりしたときは、再度子ども自身の意思や意見を聞き、話し合う機会をつくるなど、子どもの意見表明支援のプロセスを守らなければなりません。

子どもの権利条約第12条（意見表明権）、13条（表現・情報の自由）

*子どもの意見表明支援のプロセス

子どもの意見表明を支援するためには、十分な情報をわかりやすい形で提供した上で、意見を表明しやすい環境と、子どもが信頼するおとなによる支援を用意することが必要です。子どもから出された意見は、子どもの年齢や成熟度を踏まえて真剣に検討し、その結果を（子どもの意見の通りにできない場合はその理由とともに）子どもに伝えて、さらに話し合うことが求められます。

一方で、知りたくないと思っていること（よくなる可能性は低いことなど）をわざわざ言われたくない子ども、意見を（今は）言いたくない子どももいますので、そういう気持ちにも寄り添いながら、ていねいに接していくことが必要です。

（差別されず、こころやからだを傷つけられない権利）

7. あなたは、病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。

解説:

すべての大人は、子どもがもつ病気や障害を理由に差別されないよう守らなければなりません。また、すべての大人は、子どもの心や体を傷つけるあらゆる行為から子どもを守らなければなりません。子どもの心や体を傷つける行為には、医療の中で説明なく行われる採血などの痛みや苦痛を伴う検査や処置だけでなく体に接触を伴う診察なども含まれます。あらゆる医療行為において、子どもの発達段階に応じた方法で説明をしなければなりません。

日本国憲法 13条（個人の尊重（尊厳）、幸福追求権及び公共の福祉）、14条（法の下での平等）

子どもの権利条約第2条（差別の禁止）、第3条（子どもの最善の利益）

(自分のことを勝手にだれかに言われ^いない権利^{けんり})

8. あなたのからだや病^{びょう}気^きのことは、あなたにとって大切^{たいせつ}な情報^{じょうほう}であり、あなたのもので^す。あなたらし

く生活^{せいかつ}をすることをまも^{まも}るために、あなた^{あなた}のからだや病^{びょう}気^き、障^{しょう}害^{がい}に関する^{かん}ことが他^{ほか}のひとに伝^{つた}わらないよう

にまも^{まも}られます。また、だれかがあなた^{あなた}のからだや病^{びょう}気^き、障^{しょう}害^{がい}の^{こと}を他^{ほか}のひとに伝^{つた}える必要^{ひつよう}があるときに

は、その理^り由^{ゆう}とともに伝^{つた}えてもよいかをあなたに確^{かく}認^{にん}をします。

解説:

すべての大人は、子どもの病^{びょう}気^きや治^ち療^{りょう}について情報^{じょうほう}を共有^{こうゆう}することが必要^{ひつよう}になった時^{とき}、子どもの診^{しん}療^{りょう}によって得^えられる情報^{じょうほう}が子どものものであることを理解^{りかい}して、子どもの状^{じょう}況^{きょう}に応じて、その理^り由^{ゆう}を説^{せつ}明^{めい}し子どもに確^{かく}認^{にん}しなければなりません。

子どもの権利条約第 16 条(プライバシーの保障)

(病^{びょう}気^きのときも遊^{あそ}んだり勉^{べん}強^{きやう}したりする権利^{けんり})

9. あなたは、病^{びょう}気^きや障^{しょう}害^{がい}の有^う無^むに関^{かん}わらず、そして入^{にゅう}院^{いん}中^{ちゆう}や災^{さい}害^{がい}などを含^{ふく}むどんなときも、年^{ねん}齢^{れい}

症^{しょう}状^{じょう}などにあつた遊^{あそ}ぶ権利^{けんり}と学^{まな}ぶ権利^{けんり}を持^もっており、あなたらし^{せいかつ}く生活^{せいかつ}することができ^{でき}ます。

解説:

すべての大人は、子どもの病^{びょう}気^きや障^{しょう}害^{がい}などの有^う無^むに関^{かん}わらず、遊^{あそ}びや学^{まな}びの場^{ばう}所^{じょ}や機^き会^{かい}、適^{てき}切^{けつ}なレク^{レク}リエーシ^ションや適^{てき}度^どな休^{きゅう}憩^{けい}など、子ども^{子ども}の年^{ねん}齢^{れい}や状^{じょう}況^{きょう}にあわせた生活^{せいかつ}を保障^{ほしょう}しなければなりません。これらは、入^{にゅう}院^{いん}中^{ちゆう}や、災^{さい}害^{がい}などの避^ひ難^{なん}所^{じょ}などにおいても、例^{れい}外^{がい}ではありませ^せん。

日本国憲法 14 条(法の下^{した}の平等^{びやうどう})、26 条(教育^{きょういく}を受ける権利^{けんり})

子どもの権利条約第 2 条(差別^{さべつ}の禁^{きん}止^し)28 条(教育^{きょういく}の権利^{けんり})、31 条(休息^{きゅうし}、余^{あま}暇^{ひま}、遊^{あそ}び、文^{ぶん}化^か的^{てき}・芸^{げい}術^{じゆつ}的^{てき}生活^{せいかつ}への参加^{さんか})

(訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利)

10. あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療やケア（配慮や気配り、世話など）を受ける権利を持っています。

解説:

医療機関で働くすべてのスタッフは、子どもの治療やケア（配慮や気配り、世話など）にとって必要な専門的な訓練を受け、子どもの体や心、そして成長・発達を支えていく最高水準の技術を身につけていかなければなりません。また子どもにとって何が大きかを一緒に考えた上で、治療やケアを行っていかなければなりません。

子どもの権利条約第 24 条 (健康や医療の権利)

(今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利)

11. あなたは継続的な医療やケア（配慮や気配り、世話など）を受けることができます。また日々の生活の中でさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利を持っています。

解説:

すべての大人は、子どもの病気や障害について理解しライフステージに沿った継続した医療やケア（配慮や気配り、世話など）に努めなければなりません。また医療機関で働くすべての大人は、子どもが地域で継続的な医療やケアをうけることができるように、子どもを取り巻く環境を整えていかなければなりません。また、子どもを守るために、様々な立場の大人に必要な情報を伝える場合は、子どもに確認した上で連携を行わなければなりません。

子どもの権利条約第 23 条 (障害のある子ども)・第 24 条 (健康や医療の権利)

2022年〇月 公益社団法人 日本小児科学会
ワーキングコアメンバー こどもの生活環境改善委員会 医療と子ども憲章作成小委員会
田中恭子 小橋孝介 込山洋美 永田雅子 高橋昭彦、田中大介
監修:加藤高志、掛川 亜季、平野裕二
ご協力いただいた方々:
子ども会議に参加して下さった4名の子どもたち、20代の経験者1名
アンケートに回答くださった36名の子どもたち
2018年医療と子どもの権利シンポジストの皆様